

広島県告示第二百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成二十年広島県告示第四百八十五号で認可した広島圏都市計画下水道事業呉公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

呉市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業呉公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年十月十九日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成二十年五月十二日広島県告示第四百八十五号の事業地に、広町持居崎、郷原野路の里二丁目、苗代町字柴打場、字上条、字久井ヶ内を加え、同事業地のうち、東鹿田町、警固屋六丁目、警固屋七丁目、的場二丁目、天応大浜一丁目、天応南町、焼山北一丁目、焼山北二丁目、焼山北三丁目、阿賀中央一丁目、阿賀南一丁目、阿賀南二丁目、阿賀南七丁目、阿賀南八丁目、広横路一丁目、広横路二丁目、仁方中筋町、仁方本町一丁目、仁方大歳町、郷原野路の里一丁目、郷原字びの丘二丁目及び郷原町字ワラヒノ山、字一ノ松光山、苗代町字横畝地内において事業地を変更する。